

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公開番号】特開2018-134554(P2018-134554A)

【公開日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2018-033

【出願番号】特願2018-111544(P2018-111544)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月21日(2019.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

識別情報の可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であつて、

動作可能な可動体と、

期待度が異なる複数段階の演出態様により特別演出を実行可能な演出実行手段と、

前記特別演出に対応した表示態様により第1画像を表示可能であるとともに、期待度が異なる複数段階の表示態様により、前記第1画像とは異なる第2画像を表示可能な表示手段と、を備え

前記可動体として、第1可動体と、該第1可動体とは異なる第2可動体と、を含み、

前記表示手段は、異常が生じたことを報知する異常報知画像を表示可能であり、

前記演出実行手段は、前記特別演出として、前記第1可動体を動作させる第1特別演出と、前記第1特別演出より前記有利状態に制御される期待度が高く、前記第2可動体を動作させる第2特別演出と、を実行可能であり、

前記表示手段は、

前記第1画像と前記第2画像とを少なくとも一部が重畳する態様により表示可能であり、

前記異常報知画像を、前記第1画像及び前記第2画像のうち少なくとも1の画像と少なくとも一部が重畳する態様により表示可能であり、

前記第2画像は、前記第1特別演出に対応した表示態様により表示される前記第1画像と比較して画像表示の優先度が高く設定されている一方、前記第2特別演出に対応した表示態様により表示される前記第1画像と比較して画像表示の優先度が低く設定されており

前記異常報知画像は、前記第1画像及び前記第2画像と比較して画像表示の優先度が高く設定されている、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0011】

(手段A) 本発明による遊技機は、識別情報の可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、動作可能な可動体と、期待度が異なる複数段階の演出態様により特別演出を実行可能な演出実行手段と、前記特別演出に対応した表示態様により第1画像を表示可能であるとともに、期待度が異なる複数段階の表示態様により、前記第1画像とは異なる第2画像を表示可能な表示手段と、を備え前記可動体として、第1可動体と、該第1可動体とは異なる第2可動体と、を含み、前記表示手段は、異常が生じたことを報知する異常報知画像を表示可能であり、前記演出実行手段は、前記特別演出として、前記第1可動体を動作させる第1特別演出と、前記第1特別演出より前記有利状態に制御される期待度が高く、前記第2可動体を動作させる第2特別演出と、を実行可能であり、前記表示手段は、前記第1画像と前記第2画像とを少なくとも一部が重畳する態様により表示可能であり、前記異常報知画像を、前記第1画像及び前記第2画像のうち少なくとも1の画像と少なくとも一部が重畳する態様により表示可能であり、前記第2画像は、前記第1特別演出に対応した表示態様により表示される前記第1画像と比較して画像表示の優先度が高く設定されている一方、前記第2特別演出に対応した表示態様により表示される前記第1画像と比較して画像表示の優先度が低く設定されており、前記異常報知画像は、前記第1画像及び前記第2画像と比較して画像表示の優先度が高く設定されている、ことを特徴とする。

(手段1) 他の態様による遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機であって、期待度が異なる複数段階の演出態様(例えば、第1～第4演出態様。図92参照)により特別演出(例えば、役物演出)を実行可能な特別演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ90100がステップS908108を実行する部分)と、前記特別演出に対応した表示態様により第1画像(例えば、役物エフェクト演出画像)を表示可能であるとともに、期待度が異なる複数段階の表示態様により、前記第1画像とは異なる第2画像(例えば、アクティブ表示や保留表示)を表示可能な表示手段(例えば、演出表示装置909)と、所定画像(例えば、演出図柄や背景などの通常演出画像)を表示する所定演出(例えば、変動中演出などの通常演出)の実行中において、前記所定画像の視認性を低下させた状態(例えば、ステップS3703, S3708が実行された状態)で、特定画像(例えば、疑似導光板画像)を前記所定画像よりも前面側(例えば、通常演出画像を表示する通常表示層よりも表示優先度の高いレイヤーである擬似導光板演出用表示層)に重畳して表示する特定画像演出(例えば、擬似導光板演出)を実行可能である特定画像演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100のステップS3704, S3709を実行する部分)とを備え、前記表示手段は、前記第1画像と前記第2画像とを少なくとも一部が重畳する態様により表示可能であり(図96, 図97参照)、前記第2画像は、前記第1画像と比較して画像表示の優先度が高く設定され(図96, 図97参照)、前記特定画像よりも前面側において識別情報(例えば、第4図柄、小図柄)を表示可能であることを特徴とする。